

常勤役員退職手当支給規程

財団法人 健康・体力づくり事業財団

財団法人健康・体力づくり事業財団常勤役員退職手当支給規程

(総則)

第1条 財団法人健康・体力づくり事業財団(以下「財団」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。

- 2 退職手当は、法令に基づいて控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職金の支給制限)

第3条 役員が次の各号の一に該当する場合には、退職手当は、支給しない。

- 一 寄附行為第20条(2)より解任された場合。
- 二 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、第4条及び5条の規定により計算して得た額を退職金として支給する。

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、役員が退職し又は死亡した日におけるその者の本俸月額額の100分の8.33に相当する額に、その者の在職月数を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第5条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続きいた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、役員として就任された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算する。

(端数の処理)

第6条 この規定を定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(遺族の範囲及びその順位)

第7条 第2条第1項規定する遺族の範囲及び支給順位は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。)

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前2号に該当しない者

- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、前項第二号又は第三号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第8条 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときには、戸籍謄本、住民票、その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

附 則 (平成15年3月27日 制定)
この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月30日改正)
この改正規定は、平成16年4月1日から適用する。